

第21回百舌鳥・古市古墳群世界遺産学術委員会

令和6年10月28日（月）10：00～

大阪府咲洲庁舎29階建築振興課

オンライン併用

【議題】

1. 史跡整備基本計画の遺産影響評価について

【配布資料】

資料 - 1	遺産影響評価細分報告【要旨】	1
資料 - 2	史跡整備基本計画の遺産影響評価について	2
a.	史跡百舌鳥古墳群整備基本計画（第2 期）の概要	28
b.	史跡古市古墳群整備基本計画（第 2 次）の概要	33

遺産影響評価細分報告書：

百舌鳥・古市古墳群（日本）（ID：1593）

【要旨】

本評価書は、世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」を含む、史跡百舌鳥古墳群、史跡古市古墳群において策定する『史跡百舌鳥古墳群整備基本計画（第2期）』、『史跡古市古墳群整備基本計画（第2次）』を対象とした遺産影響評価書である。

史跡とは、歴史上又は学術上価値の高い遺跡として、文化財保護法に基づき国が指定を行った文化財であり、世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」の構成資産を保護する制度のひとつである。その管理は同法に基づき、資産の保存管理を行う大阪府・堺市・羽曳野市・藤井寺市や民間所有者が行っている。

本計画で実施する史跡の整備（*seibi*）とは、史跡の価値を構成する本質的な要素を確実に保存するための措置であるとともに、その価値を国民に享受できる環境を整えていくことの両側面を有している。

さらに、史跡の整備においては、保存から、防災、展示、来訪者管理までを一体的に計画する必要がある。総合的な保存と活用を包括するものである。

百舌鳥・古市の両エリアでは2018年に第1期となる史跡整備基本計画を策定し、この整備を2024年まで進めてきた。本計画は、2019年の世界遺産登録時の勧告をふまえ、第1期計画を改定したものである。

なお、第1期計画を改定するにあたり、第43回世界遺産委員会決議（43COM 8B.18）で示された勧告への対応として遺産影響評価を行うものである。

本評価は、『世界遺産条約履行のための作業指針』第172項の規定に基づき実施するものである。評価の方法については、2022年にUNESCOとICCROM、ICOMOS、IUCNが共同作成した、『世界遺産の文脈における遺産影響評価のためのガイダンス及びツールキット』と整合性を図りながら、2022年3月に策定した『世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」資産影響評価マニュアル』に基づいて行った。

その結果、本事業は百舌鳥・古市古墳群の顕著な普遍的価値に負の影響を及ぼすものではないと評価した。

本評価書は、百舌鳥・古市古墳群世界遺産学術委員会の助言を踏まえ作成し、百舌鳥・古市古墳群世界遺産保存活用会議の承認を経て、百舌鳥・古市古墳群世界遺産協議会が提出するものである。

史跡整備基本計画の遺産影響評価書（案）

目 次

1 はじめに	1
2 世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」の概要	1
(1) 名称	
(2) 世界遺産一覧表への記載日	
(3) 構成資産一覧	
(4) 構成資産の位置及び緩衝地帯の範囲	
(5) 顕著な普遍的価値	
(6) 国内法による資産の保全	
(7) 第43回世界遺産委員会における勧告	
3 遺産影響評価の根拠	6
4 遺産影響評価の方法及び実施主体者	7
5 史跡整備基本計画の遺産影響評価結果	7
(1) 史跡整備基本計画の位置付け	
(2) 史跡整備基本計画の概要	
(3) 史跡整備基本計画の遺産影響評価結果	
1) 「顕著な普遍的な価値」への影響	
2) 「緩衝地帯の保全」への影響	
3) 累積的影響	
(4) 小括	
6 個別の整備事業の遺産影響評価結果	14
(1) 個別古墳の遺構復元計画の概要	
(2) 個別古墳の遺構復元計画の遺産影響評価結果	
1) 目的の妥当性	
2) 手法の妥当性	
3) 「顕著な普遍的価値」への影響	
4) 「価値理解の促進」への影響	
5) 「緩衝地帯の保全」への影響	
6) 累積的影響	
(3) 小括	
7 総括	25
添付資料 『史跡百舌鳥古墳群整備基本計画（第2期）』	26
『史跡古市古墳群整備基本計画（第2次）』	31

1 はじめに

本文書は、世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」を含む、史跡百舌鳥古墳群、史跡古市古墳群において策定する『史跡百舌鳥古墳群整備基本計画（第2期）』、『史跡古市古墳群整備基本計画（第2次）』を対象とした遺産影響評価書である。

史跡整備基本計画の対象範囲は、史跡として文化財保護法により指定されている範囲であり、該当する構成資産は、2（3）構成資産一覧で示す49基のうちの26基である。

2 世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」の概要

（1）名称

百舌鳥・古市古墳群－古代日本の墳墓群－

（2）世界遺産一覧表への記載日

2019年7月6日

（3）構成資産一覧

資産 No.	構成資産の名称	所在地	中心座標		本事業に該当する 資産
			経度	緯度	
1	反正天皇陵古墳	大阪府堺市	N 34°34' 34"	E 135° 29' 18"	
2	仁徳天皇陵古墳、茶山古墳及び 大安寺山古墳	大阪府堺市	N 34° 33' 53"	E 135° 29' 16"	
	2-1 仁徳天皇陵古墳				
	2-2 茶山古墳				
	2-3 大安寺山古墳				
3	永山古墳	大阪府堺市	N 34° 34' 05"	E 135° 29' 12"	
4	源右衛門山古墳	大阪府堺市	N 34° 33' 54"	E 135° 29' 28"	
5	塚廻古墳	大阪府堺市	N 34° 33' 46"	E 135° 29' 26"	○
6	収塚古墳	大阪府堺市	N 34° 33' 31"	E 135° 29' 16"	○
7	孫太夫山古墳	大阪府堺市	N 34° 33' 36"	E 135° 29' 06"	
8	竜佐山古墳	大阪府堺市	N 34° 33' 40"	E 135° 29' 00"	
9	銅亀山古墳	大阪府堺市	N 34° 33' 46"	E 135° 28' 56"	
10	菰山塚古墳	大阪府堺市	N 34° 34' 01"	E 135° 29' 03"	
11	丸保山古墳	大阪府堺市	N 34° 34' 01"	E 135° 29' 07"	○
12	長塚古墳	大阪府堺市	N 34° 33' 29"	E 135° 29' 16"	○
13	旗塚古墳	大阪府堺市	N 34° 33' 24"	E 135° 28' 58"	○

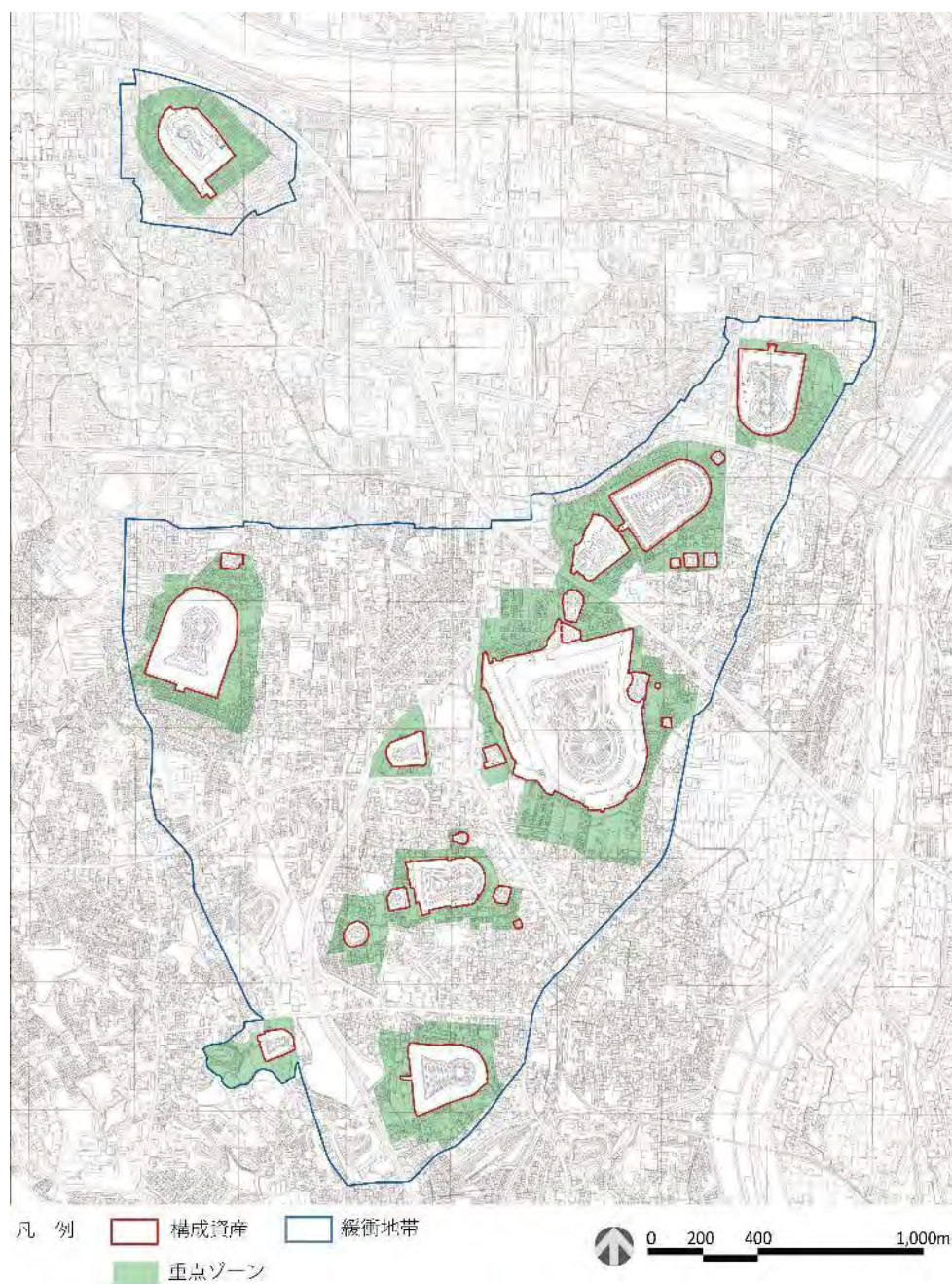
14	銭塚古墳	大阪府堺市	N 34° 33' 18"	E 135° 29' 03"	○
15	履中天皇陵古墳	大阪府堺市	N 34° 33' 14"	E 135° 28' 39"	
16	寺山南山古墳	大阪府堺市	N 34° 33' 22"	E 135° 28' 48"	○
17	七観音古墳	大阪府堺市	N 34° 33' 24"	E 135° 28' 46"	○
18	いたすけ古墳	大阪府堺市	N 34° 33' 11"	E 135° 29' 09"	○
19	善右エ門山古墳	大阪府堺市	N 34° 33' 09"	E 135° 29' 11"	○
20	御廟山古墳	大阪府堺市	N 34° 33' 17"	E 135° 29' 27"	○
21	ニサンザイ古墳	大阪府堺市	N 34° 32' 48"	E 135° 29' 58"	○
22	津堂城山古墳	大阪府藤井寺市	N 34° 34' 55"	E 135° 35' 37"	○
23	仲哀天皇陵古墳	大阪府藤井寺市	N 34° 33' 57"	E 135° 35' 39"	
24	鉢塚古墳	大阪府藤井寺市	N 34° 34' 04"	E 135° 35' 45"	○
25	允恭天皇陵古墳	大阪府藤井寺市	N 34° 34' 23"	E 135° 37' 00"	
26	仲姫命陵古墳	大阪府藤井寺市	N 34° 34' 55"	E 135° 35' 37"	
27	鍋塚古墳	大阪府藤井寺市	N 34° 34' 17"	E 135° 34' 53"	○
28	助太山古墳	大阪府藤井寺市	N 34° 34' 05"	E 135° 36' 47"	○
29	中山塚古墳	大阪府藤井寺市	N 34° 34' 05"	E 135° 36' 49"	
30	八島塚古墳	大阪府藤井寺市	N 34° 34' 05"	E 135° 36' 52"	
31	古室山古墳	大阪府藤井寺市	N 34° 34' 05"	E 135° 36' 34"	○
32	大鳥塚古墳	大阪府藤井寺市	N 34° 34' 01"	E 135° 36' 32"	○
33	応神天皇陵古墳、誉田丸山古墳 及び二ツ塚古墳	大阪府羽曳野市	N 34° 33' 44"	E 135° 36' 34"	
	33-1 応神天皇陵古墳				○
	33-2 誉田丸山古墳				
	33-3 二ツ塚古墳				
34	東馬塚古墳	大阪府羽曳野市	N 34° 33' 50"	E 135° 36' 44"	
35	栗塚古墳	大阪府羽曳野市	N 34° 33' 46"	E 135° 36' 45"	
36	東山古墳	大阪府藤井寺市	N 34° 33' 42"	E 135° 36' 19"	○
37	はざみ山古墳	大阪府藤井寺市	N34° 33' 42"	E135° 36' 08"	○
38	墓山古墳	大阪府羽曳野市, 大阪府藤井寺市	N34° 33' 28"	E135° 36' 16"	○
39	野中古墳	大阪府藤井寺市	N34° 33' 32"	E135° 36' 16"	○
40	向墓山古墳	大阪府羽曳野市	N34° 33' 26"	E135° 36' 22"	
41	西馬塚古墳	大阪府羽曳野市	N34° 33' 22"	E135° 36' 24"	
42	浄元寺山古墳	大阪府藤井寺市	N34° 33' 25"	E135° 36' 07"	○
43	青山古墳	大阪府藤井寺市	N34° 33' 21"	E135° 36' 02"	○
44	峯ヶ塚古墳	大阪府羽曳野市	N34° 33' 09"	E135° 35' 51"	○
45	白鳥陵古墳	大阪府羽曳野市	N34° 33' 04"	E135° 36' 16"	

(4) 構成資産の位置及び緩衝地帯の範囲

百舌鳥エリア



制限内容	緩衝地帯	
		重点ゾーン
建築物の高さ制限	31 m 以下に制限（一部 45 m）	10mまたは 15m以下に制限
建築物の色彩などの形態意匠の制限	小規模を除く、建築物の形態意匠を制限	すべての建築物について、規模に応じた色彩等の形態意匠を制限
屋外広告物の大きさや高さ等に関する制限	用途地域に応じて、広告物の大きさ、高さ等の制限	原則掲出禁止



制限内容	緩衝地帯	
		重点ゾーン
建築物の高さ制限	31m以下に制限	10mまたは 15m以下に制限
建築物の色彩などの形態意匠の制限	小規模を除く、建築物の形態意匠を制限	すべての建築物について、規模に応じた色彩等の形態意匠を制限
屋外広告物の大きさや高さ等に関する制限	用途地域に応じて、広告物の大きさ、高さ等の制限	原則掲出禁止

（５）顕著な普遍的価値

世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」の顕著な普遍的価値は、世界遺産委員会決議 43 COM 8B.18 で採択された「顕著な普遍的価値の言明」において、次の属性によって示されている。

大項目	細項目
a) 49 基の墳墓 (世界遺産の構成資産)	a1) 幾何学的形状
	a2) 築造方法と材料
	a3) 濠
	a4) 考古遺物と内包物（副葬品、埋葬施設、埴輪を含む）
b) 古墳のセッティング	b1) 大阪地域での古墳の視覚的存在感
	b2) 古墳と古墳の間の今も残る物理的・視覚的つながり
c) 無形的（古墳に備わった葬送文化的）な側面	c1) 独特な葬送習慣の物証
	c2) 儀礼のための使用の物証

（６）国内法による資産の保全

構成資産の保存管理及び緩衝地帯の保全は、法令に基づいて実施され、「百舌鳥・古市古墳群世界遺産推薦書付属資料 1. a 包括的保存管理計画」（以下「包括的保存管理計画」）において以下のとおり示されている。

4-1-(1) 構成資産の適切な保存管理の継続

a. 法令に基づく保護

構成資産については、その価値を構成する要素を含む範囲を天皇及び皇族の墓所である陵墓¹及び／または文化財保護法上の史跡²として指定し、それぞれの社会的位置づけやこれまでの保存の経緯などもふまえつつ、万全の保護措置を講じている。

陵墓は、皇室典範により「天皇、皇后、太皇太后及び皇太后を葬る及びその他の皇族を葬る所」と定められたものであり、その管理は伝統的に国が直接行ってきた。皇室による祭祀が現に行われている場であり、広く皇室及び国民の追慕の対象であるというその性格に鑑み、今後も静安と尊厳の保持を最も大切なこととして管理を行うことから、開発が行われる余地はない。

史跡は、歴史上又は学術上価値の高い遺跡として文化財保護法に基づき国が指定を行った文化財である。その管理は同法に基づき、資産の保存管理を行う大阪府・堺市・羽曳野市・藤井寺市や民間所有者が行っており、現状変更及び保存に影響を及ぼす行為は厳重に規制されている。

【「包括的保存管理計画」47頁】

¹ 皇室典範、国有財産法、宮内庁法に基づき宮内庁が管理している。

² 文化財保護法に基づき所有者が管理している。

4-1-(2) 周辺環境の維持・向上

c. 法令等による保全の実施

無秩序な開発の可能性を排除するため、緩衝地帯範囲内では法令による制限を設けている。緩衝地帯の開発等を規制・誘導する主たる法律は、景観法、都市計画法、屋外広告物法である。これらの法律及びそれに基づき各自治体が定める条例等の規定によって、「建築物の高さ」「建築物の色彩等の形態意匠」「屋外広告物の設置等」が規制されている。

建築等の行為を行う場合、事前に許可・認定を得ることが義務付けられており、事業者が申請段階において、申請内容が制限等に適合するかを、行政機関が適切に審査するとともに、必要な指導・助言することで古墳周辺の良好な環境が保全される。

【「包括的保存管理計画」6 1 頁】

(7) 第 43 回世界遺産委員会における勧告

世界遺産委員会決議 43 COM 8B.18 の勧告 4.c)h)において、史跡整備基本計画及び遺産影響評価について指摘がなされた。

- c) 史跡指定されている構成資産に対して準備されている整備基本計画を完成させること。その際、計画と保存の目的及び顕著な普遍的価値（OUV）の保護との間の整合性を確実に担保すること。
- h) すべての将来的な開発計画について遺産影響評価の手法を開発し実施すること。具体的には、公園の開発・整備の計画、自転車博物館、大仙公園整備計画、展望場所の新設・改修、南海鉄道高野線の高架化事業など。保存管理システムと、資産の法的保護の枠組みをより直接結び付けることを含め、遺産影響評価の手続きの開発を継続すること。

3 遺産影響評価の根拠

史跡整備基本計画は、百舌鳥と古市の両エリアにおいて 2025 年 3 月に策定する予定である。

世界遺産委員会決議 43 COM 8B.18 の勧告 4.h)に基づき、整備計画の策定にあたり遺産影響評価を行う。さらに、勧告 4.c) における、「計画と保存の目的及び顕著な普遍的価値（OUV）の保護との間の整合性を確実に担保できているかどうか、について考慮しながら遺産影響評価を実施する。

4 遺産影響評価の方法及び実施主体者

本評価書は、勧告への対応として、百舌鳥・古市エリア各々の史跡整備基本計画と、資産の顕著な普遍的価値の保護との間の整合性を確実に担保できているかの確認を行うため、『世界遺産条約履行のための作業指針』第 172 項の規定に基づき実施するものである。なお、評価の方法については、2022 年に UNESCO と ICCROM、ICOMOS、IUCN が共同作成した、『世界遺産の文脈における遺産影響評価のためのガイダンス及びツールキット』と整合性を図りながら、2022 年 3 月の百舌鳥古市資産影響評価マニュアルに基づいて行った。

なお、評価は事業主体者である堺市、藤井寺市、羽曳野市が実施し、百舌鳥・古市古墳群世界遺産学術委員会の助言を踏まえ本評価書を作成した。本評価書は百舌鳥・古市古墳群世界遺産保存活用会議の承認を経て、百舌鳥・古市古墳群世界遺産協議会が提出するものである。

5 史跡整備基本計画の遺産影響評価結果

(1) 史跡整備基本計画の位置付け

構成資産は国有財産としての陵墓及び、文化財保護法の下で指定されている史跡として法的に保護されており、国、府及び関係市等が適切に保存管理している。

また、構成資産における整備は、包括的保存管理計画に基づき、資産の保存管理及びその周辺管理の保全にかかる事項について、関係機関が協議を行う場として設置した「世界文化遺産協議会」内の作業部会において事業内容の調整を図りつつ、史跡整備基本計画で定めた年次計画に沿って当該構成資産の管理者が実施する（包括的保存管理計画、第4章4-1-(1) b、p.55）。

構成資産のうち陵墓については、皇室の祖先の墓という性格をふまえ、静安と尊厳の保持が最も重要という観点から、参拝ができる参道や拝所を除いて立ち入りを禁じ、厳重な管理を行っている。

一方、史跡は百舌鳥・古市のエリアごとに「保存活用計画」を策定し、適切な管理を実施している。さらに、資産の価値を確実に保存し、それを分かりやすく伝えるために整備と公開・活用にかかる基本方針や具体的な整備の方法を示した「史跡整備基本計画」を、2018年に両エリアにおいて第1期計画を策定し、これによる整備を2024年まで進めてきているところである。

この度策定する『史跡百舌鳥古墳群整備基本計画（第2期）』、『史跡古市古墳群整備基本計画（第2次）』は、両エリアともに登録時の勧告をふまえた計画として、第1期計画を改定するものである。

(2) 史跡整備基本計画の概要

本計画では、墳丘上部が改変を受けている、下草類等が繁茂せず地表面が露出しているなど、保存対策の緊急度の高い古墳については、調査に基づき遺構・遺物を確実に保存する。さらに、樹木・

草本等に覆われ、墳丘の形や規模を視認できない古墳は、遺構復元整備により、古墳築造当時の状況に整え直すことで、来訪者の深い価値理解促進をめざす。

『史跡百舌鳥古墳群整備基本計画（第2期）』

1) 史跡百舌鳥古墳群（図1）

百舌鳥古墳群は堺市の中央部に位置し、4世紀後半から6世紀前半にかけて築造されたわが国を代表する古墳群の一つである。1600年を経た今も市街地に44基の古墳が残り、そのうち19基の古墳が「百舌鳥古墳群」として2014年に史跡指定された。またそのうち、以下の下線で示す12基は構成資産かつ本計画の対象古墳である。

2) 対象範囲 74,129.77 m²

いたすけ古墳、長塚古墳、収塚古墳、塚廻古墳、文珠塚古墳、丸保山古墳、乳岡古墳、御廟表塚古墳、ドンチャ山古墳、正楽寺山古墳、鏡塚古墳、善右エ門山古墳、銭塚古墳、グワショウ坊古墳、旗塚古墳、寺山南山古墳、七観音古墳、御廟山古墳内濠、ニサンザイ古墳内濠

※下線：世界遺産構成資産

3) 所有者 堺市、その他

『史跡古市古墳群整備基本計画（第2次）』

1) 史跡古市古墳群（図2）

古市古墳群は、藤井寺市と羽曳野市に跨る位置にあり、4世紀から6世紀中ごろに築造され大王墓を含む130基の古墳からなる国内有数の古墳群であり、墳丘が現存する45基のうち、23基が史跡指定されており、2001年に「史跡古市古墳群」として統合された。またそのうち、以下の下線で示す14基は構成資産であり、本計画の対象古墳である。

2) 対象範囲 212,192.17 m²

古室山古墳、赤面山古墳、大鳥塚古墳、助太山古墳、鍋塚古墳、城山古墳、峯ヶ塚古墳、墓山古墳、野中古墳、応神天皇陵古墳外濠外堤、鉢塚古墳、はごみ山古墳、青山古墳、蕃所山古墳、稻荷塚古墳、東山古墳、割塚古墳、唐櫃山古墳、松川塚古墳、浄元寺山古墳、白鳥陵古墳周堤、仲姫命陵古墳周堤、安閑天皇陵古墳周堤

※下線：世界遺産構成資産

3) 所有者 羽曳野市、藤井寺市、その他

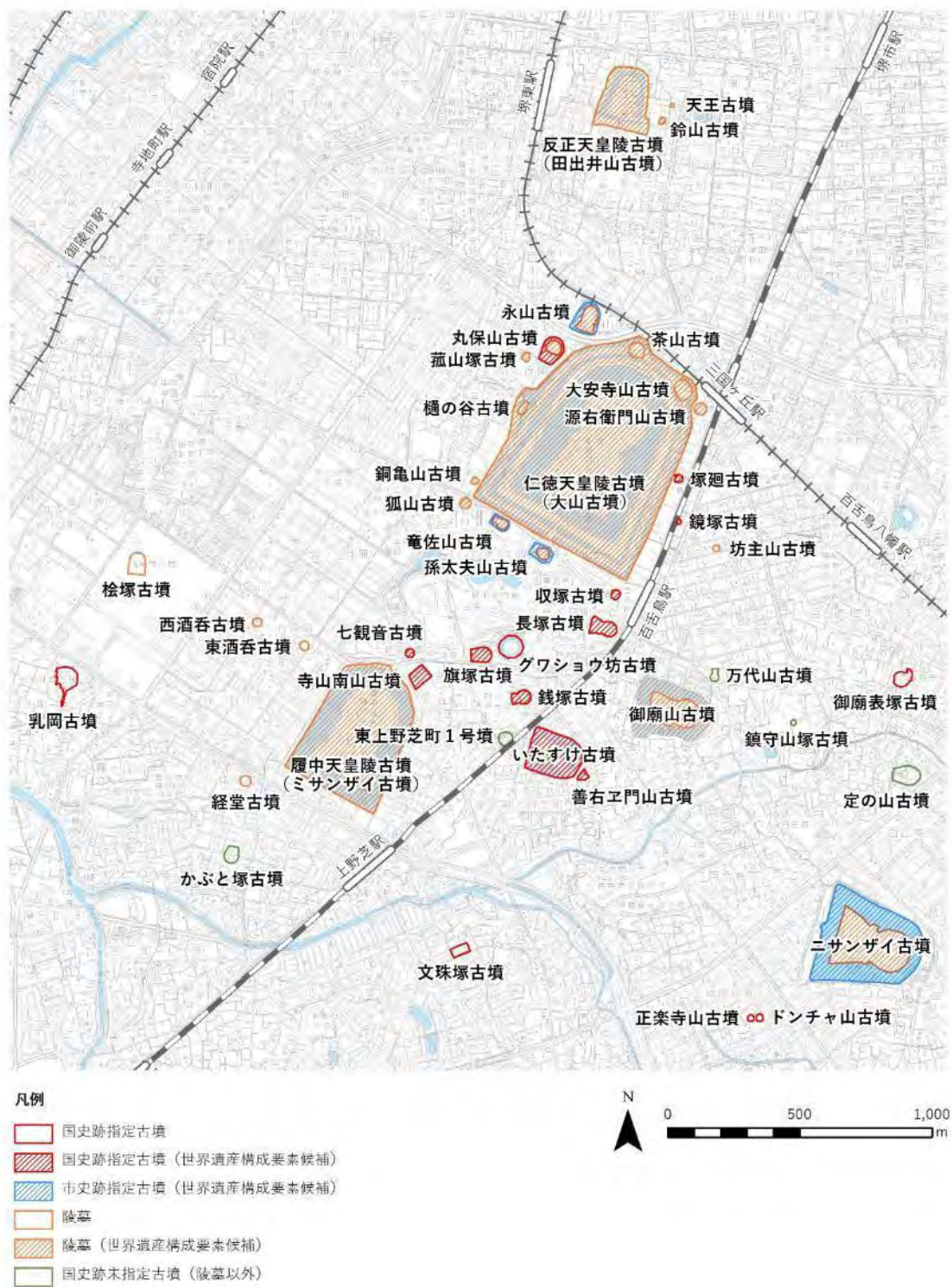


図1 史跡百舌鳥古墳群

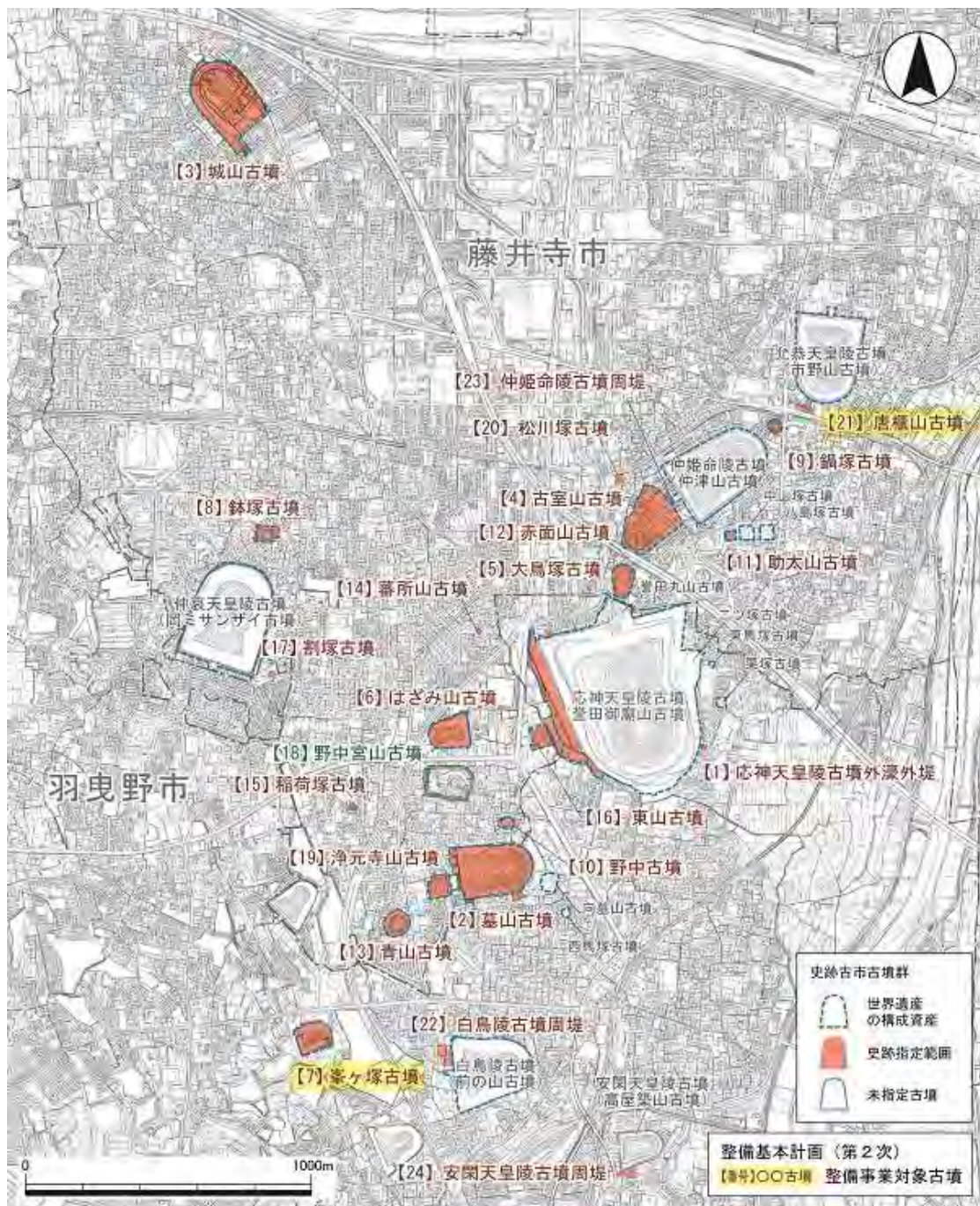


図2 史跡古市古墳群

（３）史跡整備基本計画の遺産影響評価結果

世界遺産委員会決議**43 COM 8B.18**で採択された「顕著な普遍的価値の言明」において示された属性【下表】に基づき、顕著な普遍的価値への影響を評価する。

大項目	細項目
a) 49 基の墳墓 (世界遺産の構成資産)	a1) 幾何学的形状
	a2) 築造方法と材料
	a3) 濠
	a4) 考古遺物と内包物（副葬品、埋葬施設、埴輪を含む）
b) 古墳のセッティング	b1) 大阪地域における古墳の視覚的存在感
	b2) 古墳間の今も残る物理的・視覚的つながり
c) 無形的（古墳に備わった葬送文化的） な側面	c1) 独特な葬送習慣の物証
	c2) 儀礼のための使用の物証

1) 「顕著な普遍的な価値」への影響

a) 49基の墳墓

a1) 幾何学的形状・a2) 築造方法と材料・a3) 濠・a4) 考古遺物と内包物

本計画の対象となる構成資産はいずれも史跡として、現状変更に対する厳しい制限の下で保存管理されるものであり、本計画によってもその取扱いに変更が生じることはない。

また、包括的保存管理計画では、資産の価値を確実に保存するために必要な整備や資産の顕著な普遍的価値をわかりやすく伝えるための整備を行う場合は、必要最低限の範囲において可逆性のある工法を取ることや、資産に負の影響を及ぼす可能性のある計画については、遺産影響評価の実施が求められている。本計画では調査に基づく適切な遺構保存の実施など包括的保存管理計画よりさらに踏み込んだ内容が盛り込まれている。

したがって、本計画に基づき実施される整備が負の影響を及ぼすことはない。

b)古墳のセッティング

b1) 大阪地域における古墳の視覚的存在感・b2) 古墳間の今も残る物理的・視覚的つながり

古墳を築造当時の状況に整え直すことにより、「大阪地域の古墳の視覚的存在感」がさらに高まるとともに、「古墳と古墳の間の今も残る物理的・視覚的つながり」が顕在化し、価値理解の向上に資するなど正の影響が期待される。

c) 無形的（古墳に備わった葬送文化的）な側面

c1) 独特な葬送習慣の物証

遺構の上に保護盛土を設けるため、古墳自体が内包する、古墳の外形や埴輪・葺石によって示される葬送文化の舞台としての特性及び埋葬施設で表される「独特な葬送習慣の物証」に負の影響を及ぼすことはない。

c2) 儀礼のための使用の物証

陵墓の拝所及び応神天皇陵古墳に隣接する誉田八幡宮においてのみ現在でも祭祀が行われているが、本計画で対象とする遺構復元計画は陵墓を対象としていない。

また、拝所やその周辺及び誉田八幡宮から視認される古墳についても復元展示対象外であることから、「儀礼のための使用の物証」に影響を及ぼすことはない。

2) 「緩衝地帯の保全」への影響

本資産では、周辺景観の維持・向上を図るため、包括的管理計画に記載(p.6(6)4-1-(2))のとおり法令による制限を設けている。本計画はこれを前提としたものであり、計画に基づき実施される整備は、法令に拠り、周辺の景観にも配慮するものである。また資産に影響を及ぼす可能性が想定される整備については遺産影響評価の実施が明記されている。

したがって、本計画により「緩衝地帯の保全」に負の影響を及ぼすことはない。

3) 累積的影響

前述のとおり、本計画の対象となる構成資産はいずれも史跡として、現状変更に対する厳しい制限の下で保存管理されるものであり、本計画によってもその取扱いに変更が生じることはない。

また、構成資産に計画される事業については、事前に資産の価値に与える影響の可能性を把握し、負の影響が想定される場合には、それらを回避または低減する手法を導きだすために、遺産影響評価が実施される。

よって、本計画が他の開発事業を誘発するものではない。

(4) 小括

-本計画の対象となる構成資産は、いずれも史跡として、保存管理されるものである。さらに、包括的保存管理計画では整備を行う場合は可逆性のある工法を取ることや、資産に負の影響を及ぼす可能性のある計画については遺産影響評価の実施が定められている。よって、「a) 49基の墳墓」に直接影響を与えることない。

-本計画により古墳を築造当時の状況に整え直すことにより、「大阪地域の古墳の視覚的存在感」がさらに高まるとともに、「古墳と古墳の間の今も残る物理的・視覚的つながり」が顕在化し、価値理解の向上に資するなど、「b) 古墳のセッティング」においては正の影響が期待される。

-本計画では、遺構の上に保護盛土を行うため、古墳それ自体が内包する遺構・遺物によって示される葬送文化の舞台としての特性及び埋葬施設で表される「独特な葬送習慣の物証」に負の影響を及ぼすことはない。さらに、本計画では、陵墓を対象としておらず、「c) 無形的（古墳に備わった葬送文化的）な側面」に影響を及ぼすことはない。

-本資産では、周辺景観の維持・向上を図るため、関係法令による制限を設けている。本計画はこれを前提としたものであり、計画に基づき実施される整備は、関係法令に拠り、周辺の景観に配慮するものである。また資産に影響を及ぼす可能性が想定される整備については遺産影響評価の実施が明記されている。したがって、本計画により「緩衝地帯の保全」に負の影響影響を及ぼすことはなく、また本計画が他の開発事業を誘発するものではない。

6 個別の整備事業の遺産影響評価結果

(1) 個別古墳の遺構復元計画の概要

本計画では、両エリアの史跡のうち、寺山南山古墳（資産No.16）、峯ヶ塚古墳（資産No.44）、唐櫃山古墳（構成資産外）において、遺構復元整備を実施する。

寺山南山古墳（資産No.16）は、墳丘の一部が失われ、考古学的調査で判明した古墳の形状が認識できないため、遺構の保存を行うとともに、遺構復元整備により古墳築造当時の姿に整え直す。また、周囲には巨大前方後円墳と円墳、方墳が密集し、古墳群の特徴を示す景観を形成しており、周遊拠点としての新たな活用をめざす（p.29）。

また、峯ヶ塚古墳（資産No.44）は、墳丘上部が改変を受けている、下草類等が繁茂せず地表面が露出している、など墳丘盛土の崩落または流出する危険性があり、保存のための措置を実施する（図7～10）。

唐櫃山古墳（構成資産外）は、古墳の形・規模が体感できるような遺構復元整備を実施するとともに隣接する允恭天皇陵古墳（No.25）への眺望を確保する。（図11～13）。

(2) 個別古墳の遺構復元計画の遺産影響評価結果

1) 目的の妥当性

いずれの遺構復元整備も、墳丘を盛土で修復するなど遺構を確実に保護するものである。

さらに、寺山南山古墳、峯ヶ塚古墳は、樹木・草本等に覆われているなど、現在の古墳の姿は築造当時とは大きく異なっており、墳丘の形や規模を視認できず、来訪者にとっても価値が分かりにくい。そのため、調査成果による忠実な復元展示を行うことで、来訪者の深い価値理解を促すことが可能となる。

唐櫃山古墳では整備によって允恭天皇陵との深い関係性を顕在化することができる。

上述のとおり、いずれの古墳も遺構復元計画を実施することで、来訪者の深い価値理解を促すことが可能となり、目的は妥当であるといえる。

2) 手法の妥当性

保護盛土を設ける等の手法により、遺構・遺物を確実に保存し、遺構復元整備と遺構との判別が可能な手法をとることで、来訪者に対し、調査成果に基づく正確な展示と本来の遺構と誤認することのない解説を提供する。これにより資産の真実性は保持される。

また、復元された部分が適切でないと判断された場合には元の状態に復旧できるよう、可逆的な工法を採用する。

これらの手法については、考古学、歴史学、環境学等の有識者による慎重な検討を経た後、文化財保護法に基づく現状変更許可申請を行い、文化庁長官の許可を得るものである。

上述のとおり、資産の顕著な普遍的価値に負の影響を及ぼすことはなく、本計画の手法は妥当である。

3)「顕著な普遍的価値」への影響

a) 49基の墳墓

a1) 幾何学的形状・a2) 築造方法と材料・a3) 濠・a4) 考古遺物と内包物

遺構の上に保護盛土を設け、整地・整形は保護盛土の範囲でとどめるため（p.30、35）、墳丘や地下に埋蔵されている遺構・遺物には直接的な影響を与えない。したがって、「49 基の墳墓」とそれらの「幾何学的形状」、「築造方法と材料」、「濠」、「考古遺物と内包物」に負の影響を及ぼすことはない。

b)古墳のセッティング

b1) 大阪地域における古墳の視覚的存在感・b2) 古墳間の今も残る物理的・視覚的つながり

視点場及び周遊ルートからの「古墳への眺望」「古墳間の繋がりへの眺望」に影響はなく、また古墳を築造当時の状況に整え直すことにより、「古墳と古墳の間の今も残る物理的・視覚的つながり」が顕在化し、価値理解の向上に資するなど正の影響が期待される。



図3 寺山南山古墳 計画平面図



図4 寺山南山古墳整備イメージパース図 俯瞰



図5 寺山南山古墳 目線①から （上：現況、下：計画）



図6 寺山南山古墳 目線②から (上：現況、下：計画)

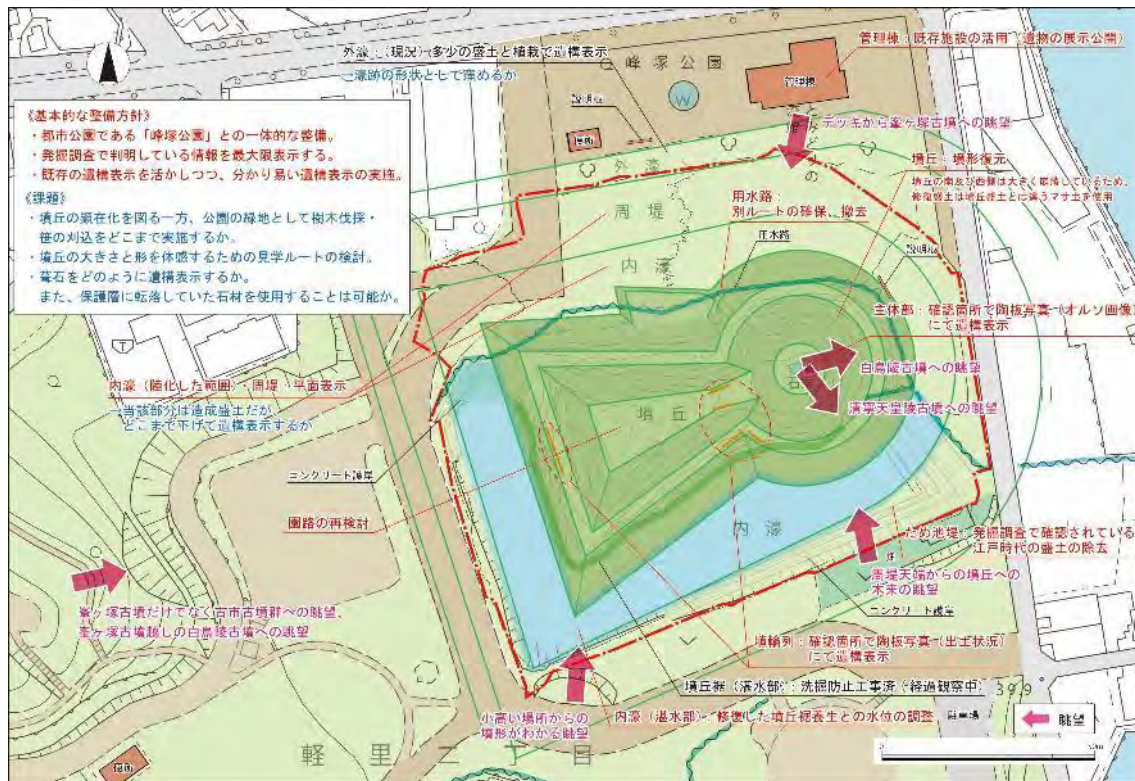




図 9 峯ヶ塚古墳 目線①からの眺望

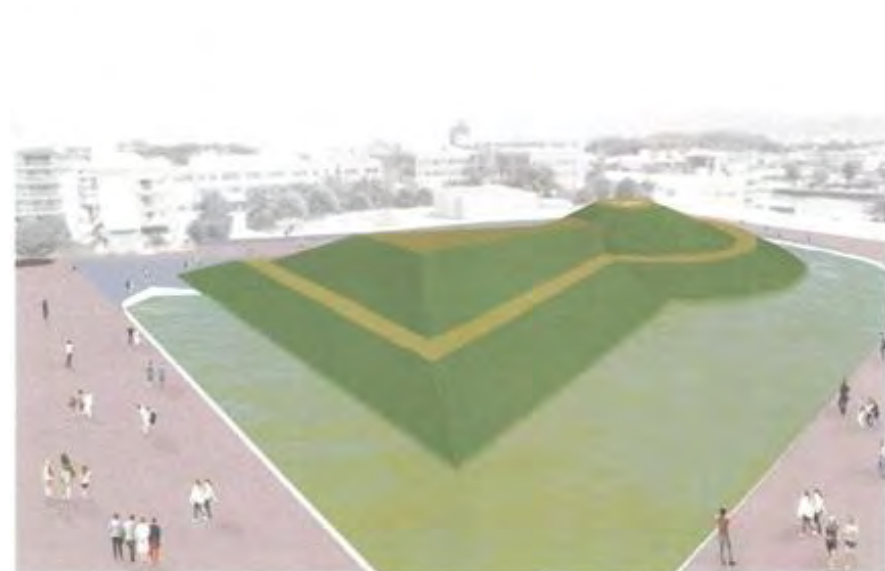


図 10 峯ヶ塚古墳 目線②からの眺望



図 11 唐櫃山古墳計画平面図



図 12 唐櫃山古墳と允恭天皇陵古墳 現況 (南から)



図 13 唐櫃山古墳と允恭天皇陵古墳（イメージパース図）

c) 無形的（古墳に備わった葬送文化的）な側面

c1) 独特な葬送習慣の物証

(1).1) 同様に、遺構の上に保護盛土を行うため、古墳それ自体が内包する古墳の外形や埴輪・葺石によって示される葬送文化の舞台としての特性及び埋葬施設で表される「独特な葬送習慣の物証」に負の影響を及ぼすことはない。

c2) 儀礼のための使用の物証

(1).1) 同様に、陵墓の拝所においては現在でも祭祀が行われているが、復元展示は陵墓を対象としていない。また、拝所やその周辺から視認される古墳についても復元展示対象外であることから、「儀礼のための使用の物証」に影響を及ぼすことはない。

4) 「価値理解の促進」への影響

遺構復元整備と遺構との判別が可能な手法をとることで、来訪者に対し、考古学的調査成果に基づく正確な整備であり、本来の遺構と誤認することのない解説を提供する。これにより負の影響を及ぼすことはない。また、来訪者は古墳の形・規模が体感でき、より深い理解の促進にもつながる。整備によって古墳群の一体的な景観を形成することが可能であり、古墳群全体の周遊の促進が見込め、正の影響が期待できる。

5)「緩衝地帯の保全」への影響

前述にて記載のとおり、本計画は関係法令を前提としたものであり、個別古墳の遺構復元計画においても法令に拠り実施される整備計画は、周辺の景観に配慮するものとなる。また、負の影響が想定される場合には、それらを回避又は低減する手法を導きだすために、遺産影響評価が実施が明記されている。したがって、「緩衝地帯の保全」に負の影響を及ぼすことはない。

6) 累積的影響

前述にて記載のとおり、本計画の対象となる構成資産はいずれも史跡として、現状変更に対する厳しい制限の下で保存管理されるものであり、本計画によってもその取扱いに変更が生じることはない。また、再度の整備を行う際には改めて史跡整備基本計画を改定し、負の影響が想定される場合には、それらを回避又は低減する手法を導きだすために、遺産影響評価が実施される。

よって、本計画が他の開発事業を誘発するものではない。

(3) 小括

-遺構復元計画では、遺構の上に保護盛土を行い、整地・整形は保護盛土の中でとどめるため、墳丘や地下に埋蔵されている遺構・遺物には直接的な影響を与えない。したがって、「49 基の古墳」に負の影響を及ぼすことはない。

-本計画により、視点場及び周遊ルートからの「古墳への眺望」「古墳間の繋がりへの眺望」に影響はなく、「古墳と古墳の間の今も残る物理的・視覚的つながり」がより顕在化し、価値理解の促進が見込める。よって、「b) 古墳のセッティング」においては正の影響が期待される。

-前述のとおり、遺構の上に保護盛土を行うため、古墳それ自体が内包する古墳の外形や埴輪・葺石によって示される葬送文化の舞台としての特性及び埋葬施設で表される「独特な葬送習慣の物証」に負の影響を及ぼすことはない。陵墓の拝所においては現在でも祭祀が行われているが、復元展示は陵墓を対象とせず、また、拝所やその周辺から視認される古墳についても復元整備対象外であることから、「儀礼のための使用の物証」についても影響を及ぼすことはないため、「c) 無形的（古墳に備わった葬送文化的）な側面」へ負の影響を及ぼすことはない。

-本計画では、復元展示と遺構との判別が可能な手法をとることで、来訪者に対し、考古学的調査成果に基づく正確な展示本来の遺構と誤認することのない解説を提供することから、負の影響を及ぼすことはない。また、来訪者は古墳の形・規模が体感でき、より深い理解の促進にもつながる。さらに、整備によって古墳群の一体的な景観を形成することが可能であり、古墳群全体の周遊拠点となり得る。よって、

「価値理解の促進」が見込め、正の影響が期待できる。

-前述にて記載のとおり、本計画は法令を前提としたものであり、個別古墳において実施される遺構復元計画は、周辺の景観に配慮するものとなる。また、資産に影響を及ぼす可能性が想定される整備については遺産影響評価の実施が明記されている。したがって、「緩衝地帯の保全」に負の影響が及ぶことはない。

-前述にて記載のとおり、本計画の対象となる構成資産はいずれも史跡として、現状変更に対する厳しい制限の下で保存管理されるものであり、本計画によってもその取扱いに変更が生じることはない。また、構成資産に計画される事業については、遺産影響評価が実施され、負の影響が回避される。よって、「累積的影響」は生じない。

7 総括

本計画に伴う構成資産への影響について以下の通り評価する。

本計画は百舌鳥・古市古墳群の顕著な普遍的価値である「**49** 基の古墳」、「**b**) 古墳のセッティング」、「**c**) 無形的（古墳に備わった葬送文化的）な側面」に対し、負の影響を及ぼすことはない。

また、緩衝地帯の保全については適切な管理がなされており、本計画がその保護機能を阻害することはない。さらには、本計画がその他開発事業を誘発することもないため、「累積的影響」が生じない。

よって、本計画が百舌鳥・古市古墳群の顕著な普遍的価値のいずれにも負の影響を及ぼすことはなく、かつ遺構復元整備により、古墳群の一体的な景観の形成が可能となり、来訪者の深い価値理解の向上に寄与するものと評価する。

史跡百舌鳥古墳群整備基本計画（第 2 期）の概要

計画策定の目的と経緯

【目的】

「史跡百舌鳥古墳群保存活用計画」の整備の基本方針や世界遺産登録時の追加的勧告等を踏まえ、史跡の本質的価値を良好な状態で後世に継承し、同時に顕在化させる整備の方針や方法を明示する。

【経緯】

堺市は平成 30 年（2018）に第 1 期整備基本計画を策定し、整備を進めてきた。本計画は、令和元年（2019）の世界遺産登録時の追加的勧告をふまえ、第 2 期計画として旧計画を改定するものである。

基本理念・基本方針

【基本理念】

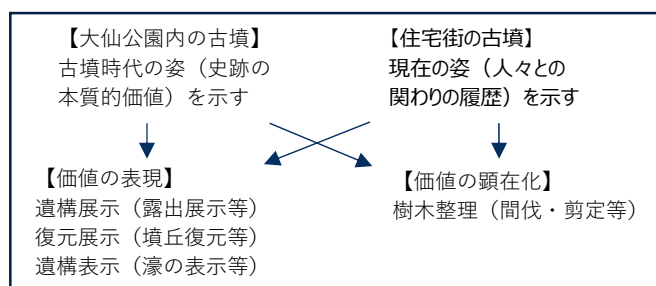
- ・人類共通の文化遺産として史跡百舌鳥古墳群の保存と公開活用に努める。
- ・史跡の価値を体感できる整備と活用により、人々が身近で親しみやすい史跡をめざす。

【基本方針】

- ・史跡の価値や特性を正しく伝え、確実に未来へ継承する。
⇒考古学的調査に基づき適切な遺構保存を行い、価値がわかりやすい整備を行う。
⇒墳丘上の樹木整理等により古墳の稜線や古墳の連なりを明確にする。
- ・市民との協働を図り、古墳を舞台にした憩いや学習の交流拠点を創造する。
⇒地域の誇りとして住民に親しまれる身近な古墳として整備する。
- ・古墳の存在感を高め、様々な形や規模の古墳が密集する本古墳群の特徴を示す景観を形成する。

整備の方向性

整備によって個々の特性を活かした多様な古墳の姿を示し、史跡の価値を高める。



- ・仁徳天皇陵古墳をはじめ様々な形や規模の古墳が密集する大仙公園内の古墳では、墳丘を復元したり濠を表示するなど、築造時の姿を示す整備を行い、来訪者が史跡の価値を現地で体感できることをめざす。
- ・住宅街に点在する古墳では、間伐や剪定により古墳の存在感を高めることをめざす。

事業計画

	第1期整備	第2期整備
期間	2018～2024	2025～2034
対象古墳	御廟表塚古墳	収塚古墳、寺山南山古墳
古墳群全体	解説版設置、周遊路整備 ガイダンス整備	総合解説版等整備
	確認調査、追加指定、公有化、仮整備、保存のための緊急整備、既存整備の修復、防災整備等は適宜実施	
計画	2017 計画策定（第1期）	2024 計画策定（第2期）

個別の計画（寺山南山古墳）

1）寺山南山古墳（構成資産No.16）

- ・履中天皇陵古墳（資産 No.15）の後円部北東側に所在する。
- ・履中天皇陵古墳の外濠に接して築造された。

2）概要

- ・文化財保護法上の史跡として保護されている。
- ・古墳時代中期中葉に築造された方墳である。
- ・墳丘の周囲を巡る濠は埋没保存されている。
- ・履中天皇陵古墳と関わりが深い。



図1 寺山南山古墳の位置

3) 現状

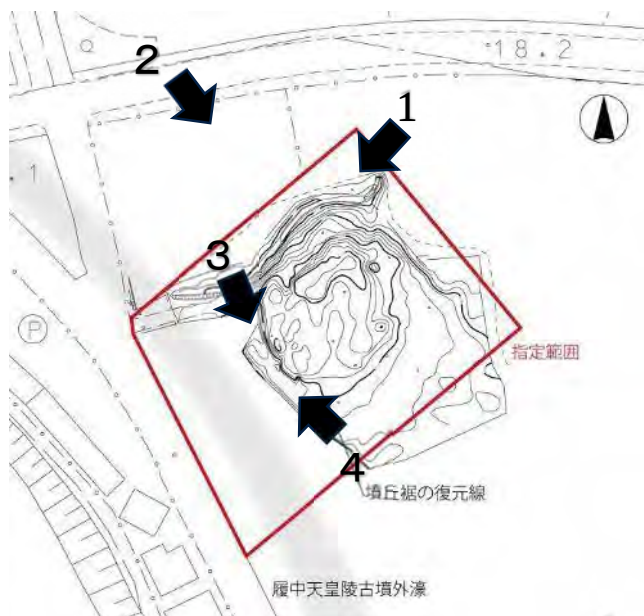
- ・墳丘盛土が流出する危険性がある。
- ・墳丘の一部が失われ、墳丘に茂った樹木により古墳本来の形状を認識しにくい。



旧水路による墳丘の改変（矢印1）



古墳本来の形状が認識しにくい（矢印2）



墳丘盛土の状況（矢印3）



墳丘盛土の状況（矢印4）

図2 寺山南山古墳の現状

4) 復元展示の目的

① 遺構保護の観点

墳丘は 1961 年頃の住宅建設の影響等により上部が改変されているが、遺構・遺物は地下に良好な状態で保存されている。

⇒遺構・遺物の保存のため、保護盛土を行う。

② インタープリテーション／プレゼンテーションの観点

改変を受けた墳丘に樹木が茂っている現状のままで、古墳の形状の把握が困難である。

⇒復元展示により、来訪者が古墳の形・規模を体感できる。視覚的存在感が高まることにより、履中天皇陵古墳と関わりが深い古墳であることが顕在化する。

③ 対象選択の観点

巨大前方後円墳（履中天皇陵古墳）と円墳（七観音古墳）や方墳（寺山南山古墳）が密集し、古墳群の特徴を示す景観を形成している。

⇒復元展示により、様々な形や規模の古墳が密集していることを体感できる（図 4）。

周辺で履中天皇陵古墳ビュースポット（図 3）や大仙公園（上野芝地区）などの公園整備が完了している。

⇒復元展示により、寺山南山古墳周辺が周遊の新たな拠点となる（図 4）。



図 3 履中天皇陵古墳ビュースポット



図 4 寺山南山古墳と周囲の古墳等の位置関係

5) 発掘調査等の概要

古墳の規模や形状、各部の状況を把握し、遺構・遺物の保護を図るため、発掘調査、地中レーダ探査を墳丘や周濠の全域で実施（発掘調査は 1999 年～2016 年にかけて 5 回、23 ヶ所）

6) 復元展示の方法

- ・保護盛土を設け、遺構を確実に保護する（図 5）。
- ・考古学的調査等の成果に基づき、現在失われている墳丘上部の立ち上がり角度や高さ等を復元する。
- ・葺石や埴輪はレプリカを設置するのではなく、発掘調査で検出した状況写真を焼きつけた陶板を出土地点上に設置する。
- ・濠は埋没保存し、濠の形を平面表示する。
 - ⇒根拠のない推測を含むものではなく、考古学的調査成果に基づく正確な展示である。
- ・周辺に解説板を設置し、考古学的調査成果に基づく復元展示であることを説明する。
 - ⇒訪問者が本来の遺構と誤認することのない解説を提供する。

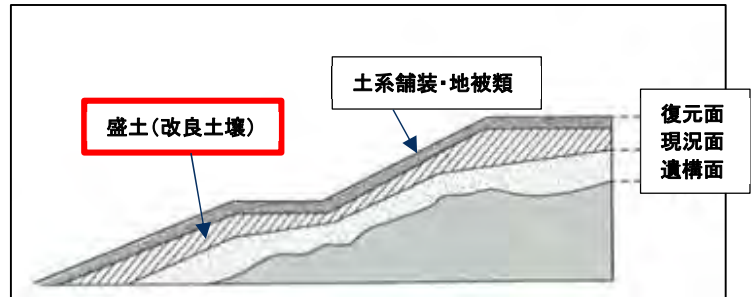


図 5 墳丘復元展示の断面イメージ

史跡古市古墳群整備基本計画（第 2 次）の概要

計画策定の経緯と目的

【目的】

『国史跡古市古墳群保存活用計画』で示した整備と公開・活用の基本方針や整備の推進方法、世界遺産登録時の追加的勧告などを踏まえ、『史跡古市古墳群整備基本計画（第1次）』を改定、適切な整備の方針や方法を明らかにすることを目的とする。

【経緯】

整備基本計画は2018年に史跡古市古墳群整備基本計画（第1次）を作成しており、今回の改定は、世界遺産登録時の追加的勧告及び第1次計画策定後の史跡指定地の拡大を主な要因として、旧計画を改定するものである。

基本理念・基本方針

【基本理念】

- ・古市古墳群の保存活用の推進
- ・人類共有の文化遺産として、地域で親しめる場としての未来への継承

【基本方針】

- 保存のための整備方針
 - ・墳丘の削平や損壊、裾部の洗掘の保護対策を実施する。
 - ・墳丘等の遺構の保存を目的とした適切な動線設定、来訪者の誘導を図る。
 - ・高木化した樹木の剪定・伐採、濠水の水質改善の検討を行う。
- 活用のための整備方針
 - ・古墳の本質的価値を理解できる整備、動線設定、ガイダンス施設・展示施設や説明板などの設置を行う。また、隣接する古墳については、密集した多様な古墳を意識した整備を検討する。
 - ・周濠など危険箇所のため一般開放できない古墳について、見学のための動線設定と安全対策、限定公開を検討する。
- その他の課題
 - ・史跡指定地の保存管理、整備は、関係機関、庁内部局との協議調整、有識者の見識が得られる体制の充実を図る。

整備の方向性

- ・整備は、古墳の本質的価値の保護、継承を目的とする。
- ・保存のための整備では、状況により、樹木の剪定・伐採、墳丘の損傷や裾部の洗掘の修繕を行う。
- ・活用のための整備では、墳丘の復元展示、遺構の平面表示、遺構の露出展示といった 3 つの表現方法の中から、各古墳にとって最も効果的なものを選択して実施する。

・活用のための整備については、密集して古墳がある場合、周辺に隣接する古墳が認められない場合に分けて、古墳間の眺望を活かす整備、各古墳の規模や形態が分かる整備を基本とするが、個々の状況を踏まえて方向性を定める。

個別の計画

- 遺構保存計画
 - ⇒樹木伐採による悪影響の排除、踏圧等に対する遺構保護盛土、周濠の洗掘防止対策を行う。
- 遺構の復元展示・表示計画
 - ⇒保存措置の後、墳丘の復元展示や周濠等の遺構表示を行う。
- 公開計画
 - ⇒史跡内の見学のために、墳頂部への誘導、あるいは内・外堤上を周遊できるようルートを設定する。

事業計画

時 期	第 1 期	第 2 期
事業工程	本計画対象期間	
	史跡古市古墳群整備基本計画 (第 1 次) (2018 年～2024 年)	史跡古市古墳群整備基本計画 (第 2 次) (2025 年度～2035 年度)
	点検・見直し	
活用のための整備	【7】 峯ヶ塚古墳 【21】 唐櫃山古墳	【7】 峯ヶ塚古墳 【21】 唐櫃山古墳
保存のための整備	【3】 城山古墳	【3】 城山古墳 【8】 鉢塚古墳
	基本計画策定（第 1 次）	基本計画策定（第 2 次）

個別古墳の計画

【1】峯ヶ塚古墳（資産 No.44）

古市エリアの南西部に所在する（図 1）。



図 1 峯ヶ塚古墳の位置

1) 概要

- ・文化財保護法上の史跡として保護されている。
- ・古墳時代中期後葉に築造された墳丘長 **96m** の前方後円墳である。
- ・墳丘は二段に築かれる。
- ・墳丘の周囲には濠が巡り、その外側には周堤が存在する。
- ・現在、内濠は一部が溜め池として残存し、内濠のその他の部分や外濠等は埋没保存されている。

2) 現状

- ・濠水による墳丘裾の浸食により、部分的に墳丘盛土の崩落や空洞化が認められ、保存の対策をとらなければより広範囲で墳丘盛土が崩落する危険性がある（図 2・3）。
- ・後円部や前方部墳頂付近では下草類等が繁茂せず地表面が露出しており、墳丘盛土が流出する危険性がある（図 4）。
- ・墳丘に繁茂する竹木等により、墳丘本来の形状を認識しにくい（図 5）。



図2 墳丘崩落箇所（前方部南側面）



図3 濠水の浸食による空洞箇所（前方部南側面）



図4 墳丘盛土の流出危険箇所（後円部墳頂）



図5 墳丘上の竹木の繁茂状況

3) 復元展示の目的

① 遺構保護の観点

後円部の埋葬施設等、遺構・遺物は地下に良好な状態で保存されている。

⇒遺構・遺物の保存のため、墳丘裾の保護措置、墳丘全体への保護盛土を行う。

② インタープリテーション／プレゼンテーションの観点

墳丘に樹木が茂っている現状のままでは古墳の形状の把握が困難である。

⇒調査成果をもとにした復元展示により、来訪者が古墳の形・規模を体感できる。

③ 対象選択の観点

一帯が峰塚公園として整備され、峯ヶ塚古墳のガイダンス施設「峰塚公園管理棟」がある。

⇒復元展示により、古墳群周遊の拠点としての機能が強化される。

4) 発掘調査等の概要

1988年から継続的に発掘調査を実施し、墳丘規模、形状、外表施設、埋葬施設や副葬品、その他の出土遺物などが明らかになっている。墳丘の北、東、西側では外濠が検出されている。

5) 復元展示の方法

現状では、埋没保存されている外濠の位置を平面的に表示している（図 6・7）。



図 6 植栽による平面表示



図 7 インターロッキングによる平面表示

今後の整備として、調査に基づき築造当時の古墳の姿を検討したうえで、墳丘の復元展示等、次のような方法を検討していく。

- ・墳丘は、樹木を伐採した後、墳丘裾の保護措置、盛土による遺構保護を行い、その上面に調査成果に基づき築造当時の姿を表現する。
- ・調査で確認されている箇所を対象に、墳丘の埴輪列、葺石、内濠の土橋状施設の表示を検討する。
- ・隣接する、時とみどりの交流館をガイダンス施設として充実させる。

【2】唐櫃山古墳（構成資産外）

古市エリアにあり、允恭天皇陵古墳（資産 No.25）の後円部南西側に所在する（図 8）。

1）概要

- ・文化財保護法上の史跡として保護されている。
- ・古墳時代中期後葉に築造された帆立貝形墳である。
- ・現状、古市エリアで墳丘を視認できる唯一の帆立貝形墳である。
- ・墳丘の周囲を巡る濠は埋没保存されている。
- ・允恭天皇陵古墳と関わりが深い。

2）現状（図 9）

- ・後円部が削平を受けており、墳丘盛土が流出する危険性がある。
- ・改変により古墳本来の形状を認識しにくい。



図 8 唐櫃山古墳の位置

3）復元展示の目的

①遺構保護の観点

1960 年頃の府道建設の影響等により墳丘の一部が削平されているが、後円部の一部と前方部の遺構・遺物は地下に良好な状態で保存されている。

⇒遺構・遺物の保存のため、保護盛土を行う。

②インタープリテーション／プレゼンテーションの観点

改変を受けた現状のままでは古墳の形状の把握が困難である。

⇒復元展示により、来訪者が古墳の形・規模を体感でき、允恭天皇陵古墳と関わりが深い古墳であることが顕在化する。

調査により後円部で石棺が発見されている（図 10）。

⇒古墳と石棺の一体的な展示により、来訪者の古墳に対する理解がより深まる。

③対象選択の観点

近鉄南大阪線土師ノ里駅に近い。

⇒復元展示により、古墳群周遊の新たな起点となる。



図 9 唐櫃山古墳の現状



図 10 唐櫃山古墳の石棺

5) 発掘調査の概要

1955 年に府道建設に先立ち発掘調査を行ったほか、2012 年以降、測量調査、発掘調査を継続的に実施し、墳丘規模、形状、埋葬施設や副葬品、その他の出土遺物等が明らかになっている。

6) 復元展示の方法

今後の整備として、調査に基づき築造当時の古墳の姿を検討したうえで、墳丘の復元展示等について、次のような方法を検討していく。

- ・墳丘は、樹木を伐採し不用な工作物を除去した後、盛土による遺構保護を行い、その上面に調査成果に基づき築造当時の姿を表現する。
- ・解説板を設置し、調査成果に基づく復元展示であることを説明する。
- ・来訪者が古墳の形・規模を体感できるよう、安全に墳丘に立ち入ることができるようにする。
- ・葺石、埴輪等の外表施設は陶板等に焼き付け、写真で表現する。
- ・埋没保存されている濠は盛土により保護したうえで平面表示を検討し、その外側で石棺を展示する。